

## H30仙北市住宅リフォーム促進事業 補助対象工事一覧

No.	対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付、交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	屋根の融雪工事	外構の融雪設備工事は対象外
9	○	バリアフリー改修 （手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
10	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
11	○	バルコニーや雪止めの設置・屋根融雪・克雪工事	
12	○	畳の取り替え（表替えを含む）	
13	○	車庫、物置の設置及び増改築 （新築は確認申請必要）	同一生活範囲内 農作業小屋等は対象外
14	○	上水道への接続	市加入負担金は対象外
15	○	下水道への接続（個人設置浄化槽から接続等）	平成29年度までの上乘せ補助は 廃止となりました。なお、屋外 排水管工事は今年度より補助対 象工事となります。
16	△	浄化槽の設置工事 ・単独から合併処理に変更した場合	浄化槽設置整備事業を活用した 工事は対象外。ただし、屋外排 水管工事は補助対象
17	×	家電用電化製品などの購入（設置・取付）	購入が主であり対象外
18	△	室内カーテンの取付・取替 （カーテンレールの取付含む）	増改築、内装工事と一体であら ば可
19	△	電話やインターネットの配線工事	増改築・リフォーム工事が伴う 場合は可
20	×	造園、門扉、ブロック塀等外構工事	住宅でないので対象外
21	△	住宅の解体工事のみ（全部・一部）	増改築・リフォーム工事が伴う 場合は可
22	×	住宅用太陽光発電システムの設置	別枠で補助あり
23	△	給湯設備機器・エアコン・FF式暖房器・ガス・IH 調理器の設置	リフォーム工事が伴う場合は 可。
24	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
25	○	介護保険制度を利用した住宅改修工事	
26	×	別荘の増改築・リフォーム工事	
27	×	土地の購入及び造成に係る費用	
28	×	広告、看板等の設置に係る費用	
29	×	工具、工事用機械等の購入に係る費用	
30	○	住宅整備資金貸付金、生活福祉資金貸付金	
31	○	その他、仙北市長が認める工事	

※補助対象外工事分の諸経費・消費税は、補助対象から除かれます。